

償却資産申告の手引

平素は本市税務行政につきまして、格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

御承知のとおり償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定に基づいて毎年1月1日現在の資産の状況を、1月末日までに資産所在地の市町村長へ申告しなければならないことになっております。

つきましては、別添のとおり申告用紙を送付いたしますので、この手引きをよくお読みいただき、申告書を作成の上提出していただきますようお願い申し上げます。

泉南市では、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム eLTAX（エルタックス）を利用し、インターネットによる固定資産税（償却資産）の電子申告の受付を行っています。詳しくは eLTAXホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。



泉 南 市

1. 申告の方法

(1) 申告しなければならない方

申告年1月1日（賦課期日）現在において泉南市内に土地及び家屋以外の事業（製造業、販売業、建設業、サービス業等すべての事業）の用に供することができる資産を所有（又は貸与）している個人又は法人。

(2) 申告期限

申告年1月31日（注）1月31日が、休日の場合は、翌日になります。

事務処理の都合上、なるべく早く申告していただきますようお願いします。

(3) 提出書類の書き方

区分	該当者	提出書類	申告していただく資産
増減申告	前年度に償却資産の申告をされている方	1. 債却資産申告書 2. 種類別明細書 3. 資産一覧表 (修正ページのみ)	前年中（前年1月2日～申告年1月1日）に増加および減少した資産 (増加、減少のない場合も「申告書」を提出してください。)
全資産申告	前年中、新しく市内に事業所を開設された方 および当係より全資産申告をお願いした方	1. 債却資産申告書 2. 種類別明細書 (全資産用)	申告年1月1日現在に所有されている債却資産の全部 (申告すべき資産が皆無であっても申告は必要です。)

- (ア) 債却資産申告書……この用紙は、資産の移動がない場合や、該当資産がない場合又は、解散、廃業、休業、名称変更等をされた場合でも、必ずその旨を記入し提出してください。
- (イ) 種類別明細書(増加資産、全資産用)……同封の資産一覧表に基づいて前年中（前年1月2日～申告年1月1日まで）に取得（増加）した資産及び資産一覧表に掲載もれの資産をすべて記入してください。
全資産を申告される方は、申告年1月1日現在所有し、かつ泉南市内に所在する全ての資産を記入してください。
- (ウ) 種類別明細書(減少資産用)……前年中（前年1月2日～申告年1月1日まで）に減少した資産をすべて記入してください。
- (エ) 課税標準の特例適用資産及び非課税資産については、種類別明細書摘要欄へ、特例又は非課税と記し、該当条項も記載してください。また、新設資産については、それを証明できるもの（設置届出書、仕様書等の写し）を添付してください。
- (オ) 網掛け部分には、記入しないでください。
- (カ) 申告書及び種類別明細書は、それぞれ2枚複写となっており1枚目（提出用）と2枚目（控用）になっています。申告書を郵送される場合で控えの返送を希望される方は、必ず返信用切手と封筒を同封してください。
- (キ) 同封の資産一覧表に掲載されている資産で、種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数に変更又は、誤りがある場合は修正して提出してください。

(4) 実地調査のお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

また、実地調査等に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけではなく、資産の取得時期に応じて遅及することがありますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 注意事項

正当な理由なく申告をされない場合は、地方税法及び市条例の規定に基づいて過料を科せられる場合があるほか、不足金額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、必ず期限内に申告していただきますようお願いいたします。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法の規定に基づいて罰金などを科せられることがありますので御注意ください。

(6) 納期

納期は、一括で納付される場合(5月)と、4回に分けて納付される場合(5月・7月・10月・12月)とで異なります。具体的な納期については、5月上旬ごろに郵送する『固定資産税・都市計画税 納税通知書』で御確認ください。

なお、市税の納付については、指定された金融機関・郵便局の口座から振替納付する、大変便利な口座振替を御利用いただけます。詳しくは税務課管理係へお問い合わせください。

泉南市 総務部 税務課 管理係

住所 〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

電話 072(483)9033(直通)

※ 申告のお問い合わせ、受付などの窓口は課税係ですので、お間違えないよう
御注意ください。

償却資産関係様式のダウンロードサービス

償却資産申告書などの様式をパソコンから印刷することができます。

泉南市公式ホームページURL : <http://www.city.sennan.lg.jp>

TOPページ→暮らし・手続き→申請書ダウンロードサービス→税→償却資産申告書・種類別明細書

ダウンロードした様式を使用された方で控が必要な場合は、もうひとつ同じものを作成し「控用」または「控」と記入したものを一緒に提出してください。

申告書等のダウンロードサービスは様式を提供するものであり、ホームページから直接提出することはできません。

2. 申告していただく償却資産

- (1) 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産。
- (2) その減価償却額又は、減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得計算上、損金又は必要な経費に算入されるべき性格のもの。
- 例えば次のようなものが対象となります。

資産の種類	具 体 例
第一種 構築物 (建物附属設備)	橋、岸壁、軌道、貯水池、煙突、水槽、道路、駐車場の舗装、広告塔、門、塀、庭園(庭園を構成する庭石、立木等)その他土地に定着する土木設備等、仮設建物簡易間仕切、生産用給排水設備、ネオン、屋外電灯(配線)、屋外給排水設備等
第二種 機械及び装置	食料品、繊維、木材製品、鉄鋼金属、窯業、鉱業、印刷等製造機械、建設機械(ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業機械)その他物品の製造修理等に使用する機械及び装置
第三種 船 舶	一般船舶、漁船、モーターポート、貸ヨット、貸ポート
第四種 航空機	飛行機、ヘリコプター
第五種 車両及び運搬具	運搬車、フォークリフト(大型)、特殊けん引車等
第六種 工具、器具及び備 品	コピー、コンピューター、応接セット、机、金庫、その他事務機器、エアコン、テレビ、レジスター、ショーケース、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、理美容機器、医療用機器、その他測定、通信、光学機器等

(3) 前記のほか次の資産も申告の対象となりますので特にご注意ください。

- (ア) 現在稼動していないが、賦課期日現在において事業の用に供しうる状態にあるもの。(遊休未稼働資産)
- (イ) 帳簿に記載されていないが、事業の用に供することができるもの。(簿外資産)
- (ウ) すでに減価償却を終って残存価額のみが計上されている資産で使用中のもの。(償却済資産)
- (エ) 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が賦課期日現在において事業の用に供しているもの。(建設仮勘定の資産)
- (オ) 割賦買入資産で割賦金の完済していないものであってもすでに事業の用に供されているもの。(申告は買主が行なってください)
- (カ) 赤字決算等のため減価償却を行なっていないものであっても本来減価償却が可能なもの。
- (キ) 改良費のうち資本的支出として資産に計上したものは本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。この場合本体部及び改良部の耐用年数は税務申告と異なり従来通りです。
- (ク) 決算の翌日以降1月1日までに新たに取得又は減少した資産。

(4) 建築設備における家屋と償却資産の区分表

設備の区分	償却資産の取扱いとするもの	家屋の取扱いとするもの
電気設備 (1)変電配電設備 (2)照明設備 (3)電話設備 (4)インターфон 設備	(1)変圧設備、生産事業用動力配線、屋外配線 (2)ネオンサイン、水銀灯、投光器、スポットライト (3)内線電話に附属する交換器、電話機 (4)インターфон、アンプ、スピーカー、マイクロфон	(1)建築設備用動力配線（エレベーター、空調設備等用） (2)一般照明の屋内配線、照明器具 (3)配管、配線、端子盤等 (4)配管、配線、電鈴等
衛生設備 (1)給排水設備 (2)給湯設備 (3)浴槽設備 (4)ガス設備	(1)井戸、給排水ポンプ、モーター、屋外配管設備 (2)瞬間湯沸器、貯湯槽、貯水槽、煙突 (3)独立煙突、釜(槽)、温水器、ろ過器、ボイラー (4)屋外供給本管、メーター、各種ガス器具	(1)屋内給排水設備 (2)左記以外の中央式給湯設備 (4)屋内配管
空気調和設備 (1)冷暖房設備 (2)換気設備	(1)熱交換器、送風機、パッケージエアコン(附属の冷却塔、ダクト等含む) (2)扇風機、工業用送風装置	(1)家屋と一緒に取付けられている設備（ボイラー、ヒートポンプ、ダクト含む） (2)換気設備、換気扇、天井扇
防災設備	ホース、ノズル、各種消火器	火災報知設備、避雷設備、消火栓、スプリンクラー設備
運搬設備	生産設備用エレベーター、ベルトコンベア	エレベーター、ダムウェーター、リフト
サービス設備 (1)厨房設備 (2)医療用設備	(1)レンジ、洗米機、炊飯器、流し台 (2)医療用ガス設備、消毒設備、手術用機器、X線設備	(1)造りつけの流し台、調理台等固定したもの (2)配管
店舗および 事業用造作設備 (店用簡易装備)	移動性の販売台、営業台、カウンター、簡易間仕切、ショーウィンドー、壁面飾り棚などで家屋の一部と接着するも容易に取りはずせるもの	造りつけの家具、カウンター、床、天井、内壁仕上げなど破損しなければ分離しえない程度に家屋と一緒になすものの
その他	門、塀、庭園、防火壁、アーケード、日よけ、塵芥焼却炉設備	

※なお、家屋に家屋の所有者以外の者（賃借人等）が改修を施し、当該家屋の価値に増加をおよぼしたものの中、独立した所有権が生じたものについては事業用のものにかぎり、所有者（賃借人等）から償却資産として申告してください。

3. 申告していただく必要のない資産

- (1) 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産で一時に損金に算入されたもの、また取得価格が20万円未満の資産で一括して、3年間で損金に算入するもの、但し資産計上しているものは申告してください。
- (2) 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権等）
- (3) 自動車税又は軽自動車税の対象となる自動車、軽自動車小型特殊車両、原付自転車等。
但し道路運送車両法上の大型特殊自動車（車種別番号0及び9のもの）は申告してください。

4. 固定資産税(償却資産)について

区分	説明
納税義務者	申告年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有者。
価格の決定	<p>申告していただいた償却資産は、1個(又は1組)ごとに「取得価額」を基礎として次の算式によりその資産の「評価額」を計算します。</p> <p>①前年中（前年1月2日から申告年1月1日まで）に取得した資産 評価額＝取得価額×(1－耐用年数に応ずる減価率×1/2)</p> <p>②前年前（前年1月1日以前）に取得した資産 評価額＝前年度の評価額×(1－耐用年数に応ずる減価率)</p> <p>※固定資産税における償却資産の減価償却の方法は原則として定率法です。</p> <p>※取得価額は、国税の取扱いと同じです。</p> <p>※平成20年度の税制改正により、平成21年度分の申告から改正後の耐用年数を用いることとなっていますのでご注意ください。</p> <p>※②以降は、毎年②の方法により計算しますが、計算して得た評価額が取得価額の100分の5の額よりも小さい場合は、取得価額の100分の5の額を評価額の最低限度とします。</p>
課税標準額	申告年1月1日（賦課期日）現在における「決定価格」が「課税標準額」となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を掛けたものが課税標準額となります。
税額	<p>税額は、課税標準額に税率を乗じた額です。なお、地方税法第20条の4の2の規定に基づき、課税標準額は千円未満、税額は百円未満を切り捨てて計算します。</p> <p>税額（百円未満切捨て）＝課税標準額（千円未満切捨て）×税率（1.4%） (課税標準額) (税率) (税額)</p> <p>計算例 $2,000,000 \times \frac{1.4}{100} = 28,000\text{円}$</p>
免税点	償却資産の課税標準となるべき額(全資産の合計額)が150万円未満の場合には課税されません。(免税点未満と判断される場合も申告してください。)
減免	天災又は火災による被害を受けた資産等で、地方税法、条例に定める要件をそなえているものは固定資産税が減免されますので、所定の期日までに減免申請書を提出してください。

※参考……減価残存率

下記の減価残存率表により耐用年数に応する減価残存率を記載してください。

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

申告書の提出先及び問合せ先

〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市役所税務課 課税係(固定資産税担当)

電話072(483)9032 (直通)